

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

(平成19年2月)(文部科学大臣決定)

○文部科学省及び所管独法から配分される公募型研究資金について、更なる適正な管理がなされるよう、全ての配分先機関に要請する事項等を示した。平成26年2月、実効性ある取組が一層推進されるよう、従前のガイドラインの具体化・明確化を含めた改正を行った。

研究機関としての取組

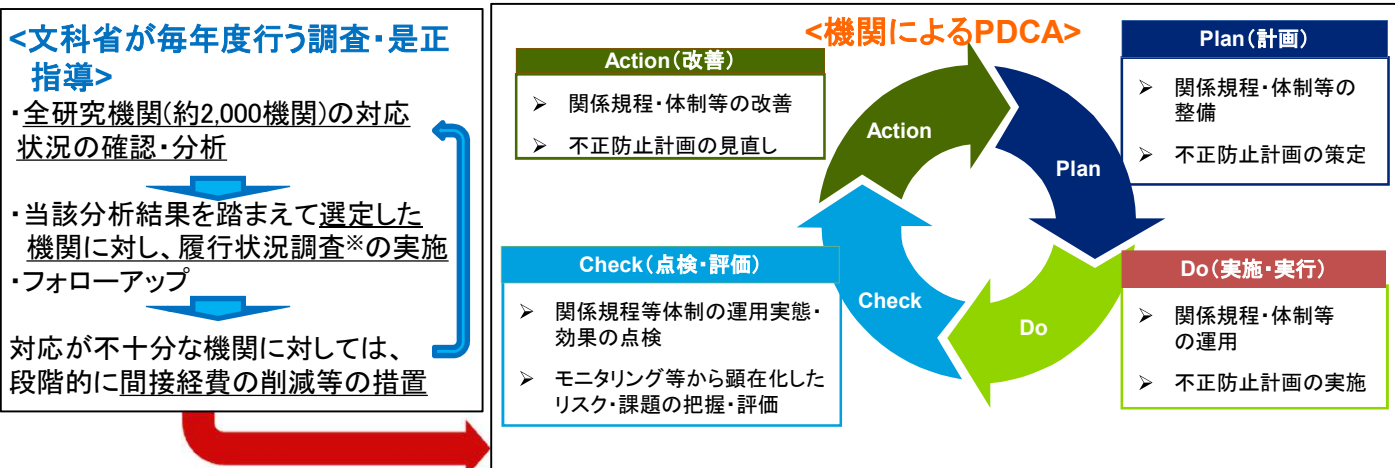
- ・コンプライアンス教育の受講や誓約書の提出の義務化
- ・不正に対する懲戒を機関内規程で明確化
(私的流用の場合は刑事告訴があり得ることなども明示)
- ・業者からの誓約書提出の義務化
- ・発注した研究者と独立した検収体制の構築 等

国としての取組

- ・全研究機関(約2,000機関)に対し、毎年度、「体制整備等自己評価チェックリスト」等により、国が改正ガイドラインへの対応状況を確認
- ・対応が不十分な研究機関には、間接経費を段階的に削減し、最終的には研究費の配分を停止 等

研究機関のガイドラインに基づく体制整備状況のモニタリング等の実施

○不正防止に向けたPDCAサイクルの確立・徹底(毎年度実施)



※履行状況調査結果は文部科学省ホームページに掲載

機関における研究費の管理・監査体制の構築に向けた支援

○公的研究費の不正使用について、国会においても、決算に関する参議院の議決において、その根絶に万全を期すべきである旨の警告がなされているところ。そのため、ガイドラインにおける取組とともに、新たに以下の取組を行っている。

① 公的研究費の不正使用の防止に向けた研究機関の取組を一層進める観点から、公的研究費の管理・監査体制の再点検、コンプライアンス教育、不正使用が発覚した場合の対応などに資するよう、公的研究費に係る不正使用事案の最終報告書の概要を文部科学省ホームページに掲載。今般の大阪大学の事案についても、概要を直ちに掲載するとともに、その後の対応も順次掲載していきます。
(平成27年12月、当該公開の周知とともに、不正使用への対応につき改めて依頼する文書を各研究機関代表者宛てに発出。)

【研究機関における不正使用事案について】※ http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm

② 各機関のコンプライアンス教育に資するよう、国会(参・決算委員会における警告決議等)や会計検査院等からの文部科学省に対する不正使用事案に係る指摘事項について文部科学省ホームページに掲載。

【文部科学省に対する不正使用事案に係る指摘事項について】※ http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364875.htm

※文部科学省HP右上の検索欄にて【 】内のタイトルを入力・検索すると簡単にアクセス可能です。

全ての研究機関において万全の不正防止体制構築へ